

## 新型インフルエンザワクチン接種・岐阜県受託医療機関マニュアル

### 1. 各優先接種対象者への接種までの流れ

岐阜県において、国産の新型インフルエンザワクチン（以下、単に「ワクチン」という。）は、10月9日から計10回に分けて約43万人分が配分されることとなっている。1回に配分されるワクチン量は限られており、円滑かつ迅速なワクチン接種を実施するためには、より正確なワクチン接種必要者数を把握して、限られたワクチンを配分することが必要である。

このことから、岐阜県においては、厚生労働省が示した「接種スケジュールの目安」に応じて、ワクチン接種を開始するまでにワクチン接種の予約を各受託医療機関において受け付け、一定期間の予約状況を県が把握することにより、各受託医療機関にワクチンを配分することとする。

以下、優先接種対象者の分類ごとに、ワクチン接種までの流れについて示すこととする。

#### （1）「医療従事者等」への接種について

- ・ 10月5日調査および10月9日調査を踏まえ、今回の優先接種の対象となる「新型インフルエンザ患者の診療に直接従事する者」の医療機関毎の人数を、県医師会の協力を得て決定し、各医療機関への配分を実施したところである。
- ・ 医療従事者等への接種については、10月19日（月）以降速やかに接種を行うこととし、原則、10月29日（木）までに接種を終えるものとする。

#### （2）「基礎疾患を有する者」への接種について

- ・ 10月20日出荷分から基礎疾患を有する者への接種を開始することとするが、1回に配分されるワクチン量は限られており、厚生労働省が示す接種開始のまでの時間が限られていることから、10月20日出荷分については、主に入院中の基礎疾患を有する者への接種に用いることとする。ワクチンの配分は「入院中の患者へ接種を行う医療機関」に対し、10月5日調査で把握した「基礎疾患保有者（最優先）」の人数に基づく比例配分により、各受託医療機関への配分量を決定する。なお、入院患者への接種を終えたのち、配分を受けたワクチンが余剰した場合には、当該医療機関に通院中の基礎疾患を有する者のうち、ワクチン接種の必要性が特に高い者から接種を行って差し支えない。
- ・ 10月22日（木）から、基礎疾患を有する者に対してワクチン接種の問い合わせを受け付けることとし、11月6日以降の出荷分により、11月16日（月）から順次、問い合わせ後の予約者（以下「予約者」という。）に対して接種を行うこととする。

- ・ ワクチン接種の予約開始後、2 に示す日程により、各受託医療機関は別紙1をFAXにより予約状況を報告し、その結果により11月16日（月）以降の配分量が決定されることとする。
- ・ 報告した予約者数よりも配分されたワクチン量が不足する場合は、各受託医療機関において、ワクチン接種の必要性が高い順にワクチン接種を行うこととする。1回に配分されるワクチン量は限られているため、ワクチン接種ができなかった者については、次回報告時に改めて予約者数を報告することとし、ワクチンが配分され次第、接種を行うこととする。

### (3) 「妊婦」への接種について

- ・ 妊婦は優先順位としては基礎疾患を有する者と同位であるが、防腐剤（チメロサル）を含まないシリンジ型の製剤を優先して接種できるよう配慮を要するため、別に接種計画する。なお、シリンジ型ワクチンの初回出荷は11月6日である。
- ・ シリンジ型の製剤を配分する医療機関は10月5日調査により、優先接種対象者として「妊婦」を申請し、入院・通院・一般への接種を行うこととした受託医療機関とする。
- ・ 妊婦への接種については、10月22日（木）から上記医療機関において予約を受け付けることとする。ワクチン接種の予約開始後は、(2)と同様に別紙1による予約状況の報告を行うこととする。
- ・ 各医療機関は、配分量の連絡を受け、合併症の有無、妊娠経過等を勘案して、予約者の接種日時等の調整を行うこととする。なお、シリンジ型製剤の接種にはこだわらず、早期の接種を希望する妊婦については、基礎疾患を有する者として扱うこととする。

### (4) 1歳～小学校3年生に相当する年齢の者への接種について

- ・ 1歳～小学校3年生に相当する年齢の者（以下「幼児等」という。）への接種については、11月12日（木）～12月10日（木）を優先予約受付期間とし、各受託医療機関において予約を受け付けることとする。ワクチン接種の予約開始後は、(2)と同様に別紙1による予約状況の報告を行うこととする。
- ・ 優先予約期間終了後においても、ワクチン接種の希望があれば予約を受け付け、(2)と同様に別紙1による予約状況の報告を行うこととする。

### (5) 1歳未満の小児保護者等への接種について

- ・ 1歳未満の小児保護者等への接種については、11月30日（月）～12月30日（水）を優先予約期間とし、各受託医療機関において予約を受け付けることとする。ワクチン接種の予約開始後は、(2)と同様に別紙1による予約状況の報告を行うこととする。

- ・優先予約期間終了後においても、ワクチン接種の希望があれば予約を受け付け、(2)と同様に別紙1による予約状況の報告を行うこととする。

#### (6) ワクチン接種者の報告について

- ・平成21年10月13日付厚生労働省発健1013第4号「受託医療機関における新型インフルエンザワクチン(A/H1N1)ワクチン接種実施要領」のとおり、各受託医療機関は新型インフルエンザの予防接種を行った毎月初日から末日までの分を取りまとめ、2に示す日程により、「新型インフルエンザ接種者報告書(別紙様式8)」(別紙2)を、当該受託医療機関の所在地を管轄する市町村へ提出すること。

#### (7) その他

- ・別紙1による予約状況の報告について、それぞれの提出期限を遅れた場合は、次回報告時に合わせて報告を行うこと。
- ・ワクチン接種回数及び輸入ワクチンの導入等により、ワクチン量が余剰する場合には、別途調査方法を変更することとする。

## 2. 予約状況および接種状況報告について

岐阜県においては円滑で迅速なワクチン接種を行うため、各医療機関が受けた予約の状況および接種の状況を以下のスケジュールで把握することとする。

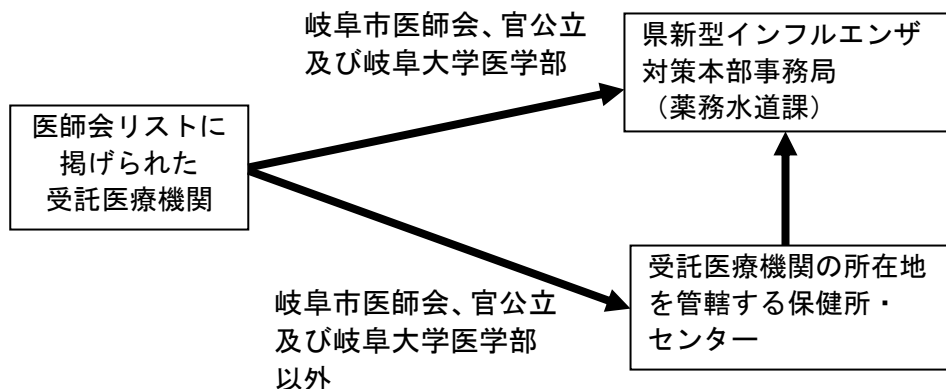
(1) 予約状況および接種状況報告の提出期限及び提出書類について (別表1)

	提出期限	提出書類
第1回調査	11月6日 (金)	・「新型インフルエンザワクチン接種予約状況調査票」 ・「新型インフルエンザ接種者報告書 (別紙様式8)」
第2回調査	11月24日 (火)	・「新型インフルエンザワクチン接種予約状況調査票」
第3回調査	12月10日 (木)	・「新型インフルエンザワクチン接種予約状況調査票」 ・「新型インフルエンザ接種者報告書 (別紙様式8)」
第4回調査	12月25日 (金)	・「新型インフルエンザワクチン接種予約状況調査票」
第5回調査	未定	・「新型インフルエンザワクチン接種予約状況調査票」
第6回調査	未定	・「新型インフルエンザワクチン接種予約状況調査票」

(2) 予約状況調査の提出方法及び提出先について

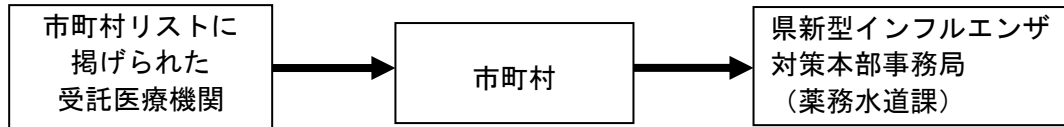
- ・「新型インフルエンザワクチン接種予約状況調査票」の提出については、提出の受付が混乱することが想定されるため、別紙3に示す提出先へFAXにより調査票を提出することとする。

<医師会リストに掲げられた受託医療機関>



<市町村リストに掲げられた受託医療機関>

- ・管轄の市町村へFAXにより報告する。



(3) 接種状況報告の提出方法及び提出先について

- ・「新型コロナウイルス接種者報告書 (別紙様式8)」の提出先は、各受託医療機関の所在地の市町村とし、管轄の市町村へFAXにより報告する。

